

1. 保育所・小規模保育事業所・認定こども園の違い

区分	保育所	小規模保育事業所	認定こども園	
			保育所枠	幼稚園枠
対象年齢	0歳児～5歳児	0歳児～2歳児	0歳児～5歳児	3歳児～5歳児
利用条件	保護者の就労などの事由により、子どもを保育できない場合に利用できます。			保護者の就労などにかかわらず、誰でも利用できます。

※施設により、受入月齢、年齢が異なります。(18. 三豊市内の保育施設等一覧(裏表紙)参照)



2. 保育施設等を利用できる方

保育施設等(保育所・小規模保育事業所・認定こども園 [保育所枠])は、保護者が就労や妊娠・出産などの事由により家庭で保育ができない場合に、小学校入学前の子どもを保護者に代わって保育する施設です。

保育施設等は、次の項目をすべて満たす方が利用できます。

(1) 原則、申請対象の子ども及び保護者が三豊市内に住民登録されていること。

(2) 保護者のいずれもが次の表の「保育を必要とする事由」に該当していること。

なお、表の事由に該当しなくなった場合は、利用解除(退所・退園)となります。

保育を必要とする事由 (認定事由)	保護者の状況	利用できる期間
就労	月60時間以上の就労をしている	就労が継続している間
妊娠・出産	母親が産前産後である	分娩予定月の前後2か月 (合計5か月間)
疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで
親族の介護・看護	親族を常に介護・看護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	地震、風水害等の災害復旧にあっている	復旧が終了するまで
求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	3か月間
就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると市が認める場合	必要な期間
育児休業	既に保育サービスを利用している子どもが、育児休業取得中に継続で利用する必要がある場合	原則、生まれた子が1歳に達する月の末日まで
その他市が認める場合	上記以外の事由で児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合	必要な期間